

見附市告示第63号

見附市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市病院事業会計規程の一部を改正する規程

見附市病院事業会計規程（平成26年見附市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第3号中「嘱託員、」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。